

県土整備関係行事の後援の承認および賞状交付取扱要領

滋賀県県土整備部

(目的)

第1条 この要領は、滋賀県（以下「県」という。）が、他の公的機関、各種団体等（以下「団体等」という。）の主催する県土整備関係行事（県県土整備部各課・局の所掌事務にかかるものに限る。以下「行事」という。）に対し、団体等からの申請に基づき後援および賞状の交付をする場合の基準および手続きを定め、その事務の適正な処理を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 後援 県が団体等の実施する行事に「滋賀県」の名により賛同する意思を表すことをいう。
- (2) 賞状 滋賀県表彰事務取扱規程（昭和61年滋賀県訓令第3号）第3条に規定するもので、県が後援する行事において「滋賀県知事」の名により授与するものをいう。

(後援の承認および賞状交付の基準)

第3条 県の後援の承認は、団体等が主催する行事であって、次に掲げる基準のいずれにも適合するものについて行う。

- (1) 行事を実施することによって、県の県土整備行政の推進に大きく寄与すること。
- (2) 行事による利益が全県的に及ぶこと。ただし、内容が特に優れ、県の県土整備行政の推進に著しく寄与すると認められる行事については、この限りではない。
- (3) 行事の登壇者や発言者等がいる場合、その性別に偏りが無いよう努められているものであること。
- (4) 専ら営利を目的とするものでないこと。
- (5) 特定の政治団体の政治活動に関するものでないこと。
- (6) 特定の宗教団体の宗教活動に関するものでないこと。
- (7) 公共の福祉に反するものでないこと。
- (8) 団体の構成員相互の親睦を主たる目的とするものでないこと。
- (9) 行事開催場所（会場）は、保健衛生、災害防止等に関する措置が講じられていること。
- (10) その他法令、規則等に違反するものでないこと。

2 賞状の交付は、前項各号に掲げる基準に適合し、かつ、次に掲げる基準のいずれにも適合するものについて行う。

- (1) 広く公募が行われ、団体等において厳正な審査が行われていること。

- (2) 賞状の交付の対象となるものが、県の県土整備行政と密接な関連を有するなど、県の県土整備行政の推進に著しく寄与すると認められるものであること。

(後援または賞状交付の申請、承認等)

第4条 行事を主催する団体等が、県の後援の承認を受けようとする場合は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書（別記様式第1号）を知事に提出しなければならない。

- (1) 名称
- (2) 目的または趣旨
- (3) 主催者名
- (4) 開催日時または期間および後援の名義を使用する期間
- (5) 開催場所
- (6) 参加対象者および予定人員等
- (7) 内容
- (8) 参加料、入場料の有無および額
- (9) 県以外の後援・共催申請先
- (10) 広報活動の方法と範囲
- (11) 連絡先その他必要となる事項

2 行事を主催する団体等が賞状の交付を受けようとする場合は、前項各号に掲げるもののほか、審査等にかかる規定および表彰の方法を記載した申請書（別記様式第2号）を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前2項の規定による申請があったときは、前条に規定する基準に基づいて申請内容を検討し、承認または交付の諾否を決定し、別記様式第3号または第4号によりその旨を申請した団体等に通知する。

4 知事は、必要があると認めるときは、行事を主催する団体等の役員名簿、実績等の資料の提供を求めることができる。

5 第3項の承認を受けた団体等は、後援の名義の使用にあたっては、次に掲げる条件を遵守しなければならない。

- (1) 申請時の行事計画に変更が生じ、または行事が中止となった場合は、その内容を直ちに文書で報告すること。
- (2) 後援の名義を記載した印刷物等を、配布または掲示するまでに提出すること。

(承認等の取消し)

第5条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、前条第3項の規定による承認または交付を取り消すものとする。

- (1) 前条第1項または第2項に規定する申請に虚偽の記載があったとき。
- (2) 前条第5項各号に掲げる条件が遵守されていないと認められるとき。
- (3) 前2号のほか、前条第3項の規定による承認等の通知に付した条件が遵守されていないと認められるとき。

(承認行事の実績報告)

第6条 第4条第3項の規定により後援の承認または賞状の交付を受けた団体等は、行事終了後、速やかに、実績報告書（別記様式第5号または第6号）を提出しなければならない。

2 前項の規定による実績報告書の提出がない場合は、同一の団体等による申請および当該実績報告書に係る行事と同一の行事について申請があっても承認しない。

(その他の事項)

第7条 前3条に掲げる後援の承認および賞状の交付の事務については、当該行事・団体等と関係する事務を所掌する県土整備部各課・局が処理する。

2 この要領に定めるもののほか、後援の承認および賞状の交付に必要な事項は、前項の規定により事務を処理する課・局が別に指示する。

付 則

1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

2 土木交通関係行事の後援の承認および賞状交付取扱要領は廃止する。

3 この要領以外に、個別に基準および手続きを定めた要領等があり、かつ、特に、その要領等に基づき当該事務を取り扱う必要がある場合は、その要領等により事務を取り扱うことができるものとする。